

平成29年度 私立大学関係税制改正要望結果（概要）

平成28年12月

私立大学側要望事項（平成28年9月）	文部科学省要望事項（平成28年8月）	結 果（平成29年度税制改正大綱、平成28年12月）													
○学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充 私立学校における財政基盤のさらなる強化に向け、以下の税制上の特例措置の維持・拡充を図る。 (1) <u>受託研究に対する非課税措置の拡充</u> 平成14年度税制改正で実現した私立大学の受託研究に対する法人税の非課税措置を拡充し、国立大学と同等の措置を講じる。 (2) <u>資産運用収益に対する非課税措置等の維持・拡充</u> 学校法人の資産運用収益(利子所得等)に対する非課税措置の維持・拡充など、現行の特例措置の維持・拡充を図る。 (3) <u>日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の創設(新規)</u> 同事業団を通じて借入れを行う際の契約書等に係る印紙税について非課税措置を創設する。 (4) <u>国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税方式の適用除外(新規)</u> 平成27年度税制改正の見直しにより消費税負担が生じることとなったインターネットを介して購入する海外事業者からの学術電子書籍について、国内・国外いずれの取引も消費税を不課税扱いとする。 (5) <u>消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設</u> 消費税率の引き上げによる教育研究の質を低下させないため、私立学校の負担軽減の特例措置を創設する。 ○学校法人等に対する寄附促進のための措置の拡充 学校法人等に対する寄附のさらなる拡大・促進に向け、以下の税制上の特例措置の維持・拡充を図る。 1. <u>学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充</u> (1) <u>寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃</u> (2) <u>寄附金所得控除限度額の拡大</u> (3) <u>現物寄附への見みなし譲渡所得税の非課税のための承認手続きの簡素化</u> (4) <u>新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大</u> (5) <u>寄附金控除適用下限額の撤廃</u> (6) <u>繰越し控除制度の創設及び寄附金控除の年末調整対象化など手続きの改善</u> 2. <u>若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設</u> 私学事業団の「若手・女性研究者奨励金」創設に伴い、同奨励金に対する企業等からの寄附金について、全額が損金算入対象となるよう指定寄附金扱いとする。	○教育、科学技術イノベーション関係 (1) <u>私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充</u>【法人税等】 私立大学が行う受託研究について、<u>非課税となる要件を撤廃し、私立大学が行う受託研究をすべて非課税</u>とする。 (2) <u>災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充</u>【所得税】 災害被害を受けた学校法人に対する<u>災害復旧時における個人寄附</u>について、所得控除だけでなく<u>税額控除</u>について、<u>寄附実績の要件にかかわらず適用可能</u>とする。 【参考】学校法人に対する寄附に係る特例措置 <table><tr><th>受け手\寄附者</th><th>個 人</th><th>法人(一般企業等)</th></tr><tr><td>国立大学法人等 (国立大学等)</td><td>【税額控除】(28年度改正で導入) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円</td><td>寄附金の全額を損金算入</td></tr><tr><td rowspan="2">学校法人 (私立学校)</td><td rowspan="2">受配者指定附金 【税額控除】(対象は※1参照) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 特定公益増進法人 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円</td><td>寄附金の全額を損金算入</td></tr><tr><td>【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.375%＋当該年度所得×6.25%)×1/2(備考1参照)</td></tr><tr><td>その他の法人等</td><td>所得控除は認められない</td><td>【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.25%＋当該年度所得×2.5%)×1/4(備考1参照)</td></tr></table> 【税額控除の対象法人となるための要件】 ※1 以下の2要件を満たすこと。 ①認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト(PST)要件 ・経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が5分の1(20%)以上であること。又は、 ・各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること。その後、平成27年度改正において当該要件が緩和(備考4参照) ②認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件 ※2 平成23年分(平成23年1月)以降の所得税について適用。	受け手\寄附者	個 人	法人(一般企業等)	国立大学法人等 (国立大学等)	【税額控除】(28年度改正で導入) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円	寄附金の全額を損金算入	学校法人 (私立学校)	受配者指定附金 【税額控除】(対象は※1参照) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 特定公益増進法人 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円	寄附金の全額を損金算入	【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.375%＋当該年度所得×6.25%)×1/2(備考1参照)	その他の法人等	所得控除は認められない	【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.25%＋当該年度所得×2.5%)×1/4(備考1参照)	○要望が認められたもの (1) <u>私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充</u> 私立大学が行う受託研究の受託研究収入については、以下の①または②の要件を満たすことにより非課税措置が図られるよう要件が緩和。 ①受託に係る契約または協定において、当該研究の成果の一部または全部が大学に帰属することが定められているもの(当該研究そのものの成果の公表には至らないが、引き続き大学内で研究成果を活用できるもの) ②受託に係る契約または協定において、<u>当該研究の成果の公表に関する事項が定められていること</u>。(当該研究が一定の成果を上げ、研究終了時点で成果が公表されるもの)〔現行:①研究成果の公表、②実施期間が3か月以上の両要件が必要〕 (2) <u>現物寄附に係るみなし譲渡所得税を非課税とするための国税庁長官の承認手続きの簡素化</u> 現行の文部科学大臣所轄学校法人に加え、<u>対象範囲を都道府県所轄学校法人を含む他の公益法人等に拡大</u>。 (3) <u>退職等年金給付積立金に対する特別法人税の撤廃</u> 非課税とする措置の適用期限を<u>3年延長</u>。 ○要望が認められなかったもの (1) <u>災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充</u> (2) <u>教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充</u> 贈与者の範囲を直系尊属への拡大は認められず。ただし、領収書の提出方法の見直しが図られ、非課税措置を受ける際、<u>電子媒体の領収書の提出も可能</u>。 (3) <u>幼稚園に土地を貸与した場合における固定資産税等の減免措置の創設</u> ----- 【備考】近年の税制改正 1. <u>平成23年度税制改正</u>において、学校法人(公益社団・財団法人、社会福祉法人等)への<u>個人寄附に係る税額控除制度</u>が導入。これらの法人が税額控除の対象となるためには、<u>寄附実績に関する要件(PST要件)</u>(左欄)等を満たす必要がある。また、学校法人等への寄附を目的とする信託財産から生じる利子所得について非課税措置(日本版「ブランド・ギビング」信託の創設)。 2. <u>平成24年度税制改正</u>において、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(平成27年12月までの3年間。<u>平成27年度改正で平成31年3月まで延長</u>)。 - 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出。子・孫ごとに1,500万円(学校以外は500万円)を非課税とする。 - 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし書類を保管。 (その後、平成27年度改正において、教育資金の使途に通学定期代、留学渡航費等が追加。また、<u>支払金額が1万円以下で、かつ、その年中の合計支払金額が24万円に達するまでのものは、領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類での提出が可能となった</u>) - 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。 3. <u>平成27年度税制改正</u>において、学校法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の寄附者数により判定する要件(PST要件)について、学校法人等の設置する学校等の<u>定員の合計数が5,000人に満たない場合は、年平均の判定基準寄附者数が100人以上の要件(現行)を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることと、寄附金額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える</u>。 4. <u>平成28年度税制改正</u>において、公益法人・学校法人等が実施する経済的理由により修学困難な学生等に対する無利息等の一定の条件で行われる奨学金貸与事業(文部科学大臣の確認を受けた事業)について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間のものに適用)
受け手\寄附者	個 人	法人(一般企業等)													
国立大学法人等 (国立大学等)	【税額控除】(28年度改正で導入) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円	寄附金の全額を損金算入													
学校法人 (私立学校)	受配者指定附金 【税額控除】(対象は※1参照) =(寄附金額－2,000円)×40% (所得税額の25%を上限) 特定公益増進法人 【所得控除】 ＝寄附金額(総所得の40%を上限)－2,000円	寄附金の全額を損金算入													
		【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.375%＋当該年度所得×6.25%)×1/2(備考1参照)													
その他の法人等	所得控除は認められない	【損金算入限度額】 ＝(資本金×0.25%＋当該年度所得×2.5%)×1/4(備考1参照)													
○教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設 教育費に係る経済的負担軽減を図るため、引き続き、以下の税制上の優遇措置の拡充を図る。 (1) <u>教育費の所得控除制度の創設</u> (2) <u>教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充</u> (3) <u>社会人等学生の教育費に係る税制上の優遇措置の創設</u> (4) <u>教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充</u> ○熊本地震・東日本大震災により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充 被災した私立学校の早期復旧と復興のため、引き続き、以下の税制上の優遇措置の拡充を図る。 (1) <u>被災した学校法人に対する寄附の特例措置の創設</u> (2) <u>被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入</u> (3) <u>被災した学校法人の復興に係る費用の消費税減免措置の創設</u> ○その他 (1) <u>退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃</u> (2) <u>幼稚園に土地を貸与した場合における固定資産税等の減免措置の創設(追加)</u>	(3) <u>現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化</u> (内閣府等との共同要望)【所得税】 公益法人等に現物寄附を行った場合の“<u>みなし譲渡所得</u>”の非課税に係る特例措置を受ける承認手続きについて、一定の要件を満たす場合の文部科学大臣所轄学校法人への現物寄附と同様、当該手続きの簡素化に係る特例の対象を都道府県所轄学校法人を含む他の公益法人等への現物寄附にも拡大する。 (4) <u>幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設</u> (内閣府、厚生労働省との共同要望)【相続税等】 幼稚園等の敷地として土地を貸与した場合、当該土地が相続・贈与された場合に、その後引き続き一定期間貸与することを要件に<u>相続税・贈与税を非課税</u>とし、都市部などにおける園地の確保を図る。 (5) <u>教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充</u> (内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望)【贈与税】 祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成31年3月31までの贈与税の非課税措置について、<u>受贈者が「貧困の状況にある子供」であれば、贈与者を祖父母に限らず適用するよう拡大</u>する。 ○その他 (1) <u>退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃(新設)</u>【法人税等】 (厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望)														